

## 監事の監査報告書

平成 28 年 5 月 18 日

学校法人花園学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 花園学園

監事 堀尾 和良



監事 三澤 信吾



私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人花園学園寄附行為第 16 条の規定に基づいて、同学園の平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

### I. 監査の方法

- (1) 業務監査については、本法人の常務理事会、理事会及び評議員会に出席したほか、理事又は法人の役員からその業務の執行状況を聴取し、重要な会議書類等を閲覧して業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査については、花園学園法人本部、花園大学、花園高等学校、花園中学校、洛西花園幼稚園において、会計監査人

(毛利隆志公認会計士事務所) から、監査の方法及び監査状況の説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

(監事による理事の業務執行監査及び業務監査等の状況)

- ・常任理事会に出席  
平成27年 4月1日 ~平成28年3月31日 6日間出席
- ・理事会・評議員会に出席  
平成27年 4月1日 ~平成28年3月31日 7日間出席
- ・会計監査人からの説明、業務監査  
平成27年 4月1日 ~平成28年3月31日 2日間出席
- ・監事監査会 平成28年5月18日

## II. 監査の結果

- (1) 本法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 本法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財産目録及び資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表は会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に、学校法人花園学園の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。

以上